

## 女性枠代議員選任選挙細則

2015年5月27日制定  
2016年5月25日改定

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会の代議員選任規程に基づき、女性枠で選出された代議員（以下、「女性枠代議員」という。）の選任選挙に関し必要な事項を定める。

### (選任)

第2条 代議員選任規程第2条第1項(3)にいう代議員は、代議員選任選挙終了後に正会員による選挙で選任する。

### (選挙区)

第3条 この選挙区は、この細則の別表に掲げるとおりとする。

### (定数)

第4条 代議員選任規程第4条に基づき、選挙管理委員会は、選挙が行われる年度当初の各支部選挙区に所属する女性正会員数により定数を決定し、公示しなければならない。

### (選挙の時期)

第5条 この選挙は、代議員選任選挙終了後、直ちに行う。

### (選挙管理)

第6条 この選挙は、代議員選任選挙管理委員会が管理し、別に定める選挙管理細則に従って行う。

### (選挙人の資格)

第7条 この選挙の選挙人は、代議員選任選挙細則第7条を満たす者とする。

### (所属選挙区)

第8条 選挙人が所属する選挙区は、この法人の会員名簿に記載された選挙人の勤務機関所在地により定める。但し、勤務機関がない者については、連絡先の所在地による。

### (異動報告)

第9条 選挙人は会員名簿の記載事項に変更があり、その届をなしていない時、選挙管理委員会が定める期間内に届け出た時に限り、その記載事項を変更することができる。

2 変更を届け出る会員は、内容を明記した所定の様式で届出なければならない。

### (被選挙人の資格)

第10条 この選挙の被選挙人は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 本細則第7条（選挙人の資格）を満たすこと
- (2) 代議員選任選挙細則第10条（被選挙人の資格）を満たすこと
- (3) 代議員就任予定者でないこと
- (4) 本学会に女性として登録した会員であること

### (立候補)

第11条 代議員になろうとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届

- (2) 推薦書
- (3) 履歴書

2 前項第2号に掲げる推薦書の推薦人は、立候補者と同一の支部に所属する選挙人2名とする。

#### (立候補者の公示)

第12条 選挙管理委員会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者名簿を作成し、立候補者の履歴書の写しとともに選挙人に公示しなければならない。

#### (選挙方法)

第13条 この選挙は、選挙区ごとに単記無記名投票とする。

#### (投票用紙の管理)

第14条 事務長は、投票期間中に郵送された投票用紙または電子媒体による投票結果を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

#### (開票)

第15条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事の立ち会いのもとで、選挙管理委員会委員が行い、事務長が補佐する。

2 開票中に発生した疑義は、監事が処理する。

#### (当選者)

第16条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数ときは、選挙管理委員会委員長が抽選で決定する。

3 立候補者が定数以下のときは、立候補者を無投票当選とする。

#### (結果の公示)

第17条 選挙管理委員会委員長は、選挙の結果を得票数とともに、事務局長を経て、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告をもとに選挙結果を公示しなければならない。

#### (選任)

第18条 女性枠代議員は、総会の承認により選任される。

#### (欠員の補充)

第19条 女性枠代議員の欠員は、補充しない。

#### (細則の変更)

第20条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

#### (別表) 所属支部

支部選挙区分	所属都道府県
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県
東京	東京都

東海・北陸	静岡県, 愛知県, 岐阜県, 富山県, 石川県, 福井県, 三重県
関西	滋賀県, 京都府, 奈良県, 大阪府, 和歌山県, 兵庫県
中国・四国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

#### 附則

1. この細則は 2015 年 5 月 27 日から施行する。
2. この細則は「公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について（周知）」内閣府大臣官房公益法人行政担当室長（府益担第 7193 号 H25. 12. 27）, 「公益社団法人及び公益財団法人における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」内閣府男女共同参画局長（府共第 812-1 号 H25. 12. 20）に掲げられる目標を達成するために定める。
3. 前項の目標に達した際には廃止するものとする。